

令和7年7月8日

お知らせ

担当課	監理課
担当者	難波、菊池
内 線	4 1 3 3、4 1 3 7
直 通	2 2 6 - 7 4 6 3

建設業法による指示処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（指示処分）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社セイワ	代表者氏名	さとう かずま 佐藤 一馬
主たる営業所の所在地	岡山市中区江崎105-7		
許可番号	岡山県知事許可（般-5）第26846号		
許可を受けている建設業の種類	タイル・れんが・ブロック工事業		

2 処分をした日

令和7年7月7日

3 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
- ③ 上記①及び②について、同社が講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。

4 処分の原因となった事実

（株）セイワは、令和5年10月3日に建設業許可の新規許可申請を提出したが、その後に就任した取締役（令和5年10月6日就任）について建設業法第11条第1項に規定する変更届出書（以下、「変更届」という。）を提出することなく、また、新規許可申請の添付書類である「役員等の一覧表」及び「許可申請者（法人の役員等）の調書」に就任した取締役を記載することなく申請したまま、補正を行わず許可を受けた。

このことは、建設業法第5条、第6条及び第11条に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。